

公 告

雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策業務 {①調査検討・解析等、②測量等、③航空レーザ測量及び空中写真撮影 (有人・無人) 等} に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成31年 1月28日

国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本業務は、雲仙復興事務所管内において地震、豪雨、台風、噴火、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに雲仙復興事務所長の指示に基づく①調査検討・解析等、②測量等、③航空レーザ測量及び空中写真撮影 (有人・無人) 等を行うものである。

(2) 業務実施場所

砂防指定地内並びに管理施設に影響する隣接地域

また、協定締結区域外において発生した災害について要請を行う場合がある。

(3) 協定募集者数 下記に示す各募集区分ごとに5社程度を想定している。

(4) 協定期間 平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日

(5) 募集区分 (詳細な内容については、募集要領参照)

①調査検討・解析等

現地踏査、土石流危険溪流等への土石流検知センサーや水位計等の設置、溶岩ドーム挙動の監視・解析、岩屑なだれまたは土石流等の崩壊シミュレーション、災害復旧工法の検討及び簡易な設計等

②測量等

レベル・トランシット、GNSS等を使用する一般的な測量等

③航空レーザ測量及び空中写真撮影 (有人・無人) 等

航空レーザ測量及び有人または無人 (UAV等) による空中写真撮影等

(6) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

なお、消費税法及び地方税の改正を踏まえ、必要に応じて「108分の100」を「110分の100」に修正する等の対応を行う予定である。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 【募集区分①】については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

【募集区分②】、【募集区分③】については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 【募集区分②】については、長崎県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の営業所の住所による。）を有していること。

【募集区分③】については、九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等の営業所の住所による。）を有していること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 平成21年度以降に完了した業務（平成30年度完了予定も対象に含む）において、国又は県が発注した下記業務の実績を有すること。

【募集区分①】については、雲仙復興事務所が発注した砂防に関する、	
土木関係建設コンサルタント業務	1件以上
【募集区分②】については、測量業務	1件以上
【募集区分③】については、レーザ測量業務又は空中写真撮影に関する業務	1件以上

なお、業務実績は雲仙復興事務所発注の業務を優先的に記載すること。

(8) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が在勤であること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用

関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下の資格を保有すること。

【募集区分①】については、技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門）、又はRCCM又は土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者が1名以上。

【募集区分②】【募集区分③】については、測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる参加資格要件を満たしている者と締結する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 調査課

電話 0957-64-4171

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成31年 1月28日（月）から平成31年 2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 調査課内

③ 交付方法：手渡しまたはホームページからのダウンロードにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成31年 1月29日（火）から平成31年 2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記4.（1）に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領等の詳細については、「基本協定締結説明書」による。

募集要領

「雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策業務{①調査検討・解析等、②測量等、③航空レーザ測量及び空中写真撮影（有人・無人）等}に関する基本協定の締結」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

基本協定の概要は、公告1.(1)～(6)のとおり。

2. 参加資格

参加資格は、公告2.(1)～(8)のとおり。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる参加資格を満たしている者と締結する。
- (2) 決定方法は、下記に示す申請書・技術資料を評価し、各募集区分について5社程度選定する。

4. 申請書・技術資料の作成要領及び留意事項

(必須)

評価項目	評価内容
(1) 申請書 [別記様式1]	様式は「別記様式1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 企業の実績 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、平成21年度以降に完了した業務（平成30年度完了予定も対象に含む）において、国・県が発注した下記業務の実績件数を記載すること。 【募集区分①】 雲仙復興事務所が発注した砂防に関する、土木関係建設コンサルタント業務 【募集区分②】 測量業務 【募集区分③】 レーザ測量業務又は空中写真撮影に関する業務 なお、業務実績の記載は雲仙復興事務所発注の業務を優先して記載すること。
(3) 企業の表彰 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、九州地方整備局発注業務で過去2年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～平成30年度（平成29年度完了業務））における局長表彰又は事務所長表彰の有無を記載する。記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。
(4) 継続的な営業に基づく信頼度 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、営業年数を記載する。記載した営業年数について、最新の「建設コンサルタント現況報告書」の写しを添付すること。
(5) 技術者の資格 [別記様式3]	様式は「別記様式3」とし、公告2.(8)を満たす技術者を記入する。また資格の確認できる資料を提出する。 なお、複数の技術者を登録することは可能である。

(6) 無人航空機の保有状況 [別記様式4]	様式は「別記様式4」とし、航空レーザ測量および空中写真撮影(無人)を希望する場合は記載すること。
---------------------------	--

5. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト	備考
業務実施体制	<p>(様式-3により評価)</p> <p>・公告2.(8)②を満たす技術者の在勤人数で評価する。</p> <p>【募集区分①】</p> <p>①技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門)及び土木学会認定技術者(特別上級、上級)の在勤人数が5名以上</p> <p>②技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門)及び土木学会認定技術者(特別上級、上級)の在勤人数が1～4名</p> <p>【募集区分②】</p> <p>①測量士の在勤人数が3名以上</p> <p>②測量士の在勤人数が1～2名</p> <p>【募集区分③】</p> <p>①測量士の在勤人数が3名以上</p> <p>②測量士の在勤人数が1～2名</p>	<p>① 2.0</p> <p>② 1.0</p>	
業務実績	<p>(様式-2により評価)</p> <p>・平成21年度以降に完了した業務(平成30年度完了予定も対象に含む)件数で評価する。</p> <p>【募集区分①】</p> <p>雲仙復興事務所が発注した砂防に関する、土木関係建設コンサルタント業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p> <p>【募集区分②】</p> <p>国又は県が発注した測量業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p> <p>【募集区分③】</p> <p>国又は県が発注したレーザ測量業務又は空中写真撮影に関する業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p>	<p>① 2.0</p> <p>② 1.0</p>	
	<p>業務成績の評価</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成28年度以降公示日までに完了した業務のテリス平均評定点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 79点以上80点未満</p> <p>③ 78点以上79点未満</p> <p>④ 77点以上78点未満</p> <p>⑤ 76点以上77点未満</p>	<p>① 20</p> <p>② 16.7</p> <p>③ 13.3</p> <p>④ 10</p> <p>⑤ 6.7</p>	

	⑥ 75点以上76点未満 ⑦ 60点以上75点未満 ⑧ 60点未満 なお、平成28年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。	⑥3.3 ⑦0 ⑧指名しない	
企業の表彰	（別記様式2により評価） ・九州地方整備局発注業務で過去2年間（平成29年度（平成28年度完了業務）～平成30年度（平成29年度完了業務））における局長表彰又は事務所長表彰の有無 ① 有り ② 無し	①10 ②0	
継続的な営業に基づく信頼度	（別記様式2により評価） ・記載された営業年数により評価する。 ① 30年以上 ② 15年以上30年未満 ③ 15年未満	①10 ②5 ③0	
合計		80	

評価点が同点の場合は、企業の業務成績（過去2ヵ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。なお、無人航空機の保有状況は評価対象に含めない。

6. 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
 国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 調査課
 TEL 0957-64-4171（代表） 内線351
 FAX 0957-63-0914

7. 参加資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出すること。

- （別記様式1）基本協定参加資格確認申請書
- （別記様式2）企業の実績等
- （別記様式3）技術者の資格
- （別記様式4）保有無人機器

別紙-1 『協定締結希望募集区分調査票』

平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを添付すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと）。
- ②受付期間：平成31年1月29日（火）から平成31年2月12日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成31年1月28日（月）から平成31年2月4日（月）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成31年2月7日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ②場 所：6. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めない。